

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和6年10月25日（令和6年（行情）諮問第1164号）

答申日：令和7年7月23日（令和7年度（行情）答申第208号）

事件名：厚労省HP「大麻乱用者による告白」の推敲・校了前の原稿等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和6年7月4日付け厚生労働省発医薬0704第59号により厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

開示請求774号の不開示決定「厚労省HP「大麻乱用者による告白」の推敲・校了前の原稿」に対する返答が「作成後に保存するものとしておらず現に保有していないために不存在であるため」とあり、それについては了承したが、私が別紙にて求めた（厚労省HP掲載に至るまでの過程である）「いつ、誰が、その様にして収集したのか」に関する情報までもないというのはその性質上不自然に思い、このHP作成にあたっての稟議書や、スタッフ会議資料等などの資料はあるのではないのか確認したく審査請求します。

（2）意見書

厚生労働省が、厚生労働省の名において世界中の人間が閲覧できるように発信しているホームページ上の情報についてそのまとめ役や現行（原文ママ）の出どころ、企画者などの一切の情報が無い、会議等も一切無いというのは、「国民生活の保障及び向上を図り、並びに経済の発展に寄与するため、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進並びに労働条件その他の労働者の働く環境の整備及び職業の確保を図る」

ことを存在使命としている厚労省の回答とは思えない。よって審査請求人の請求は正当であると確信し審査請求をするものである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、開示請求者として、令和6年6月1日付け（同月4日受付）で、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、本件対象文書に係る開示請求をした。
- (2) これに対して処分庁は、令和6年7月4日付け厚生労働省発医薬0704第59号により、不開示決定（原処分）をしたところ、審査請求人は、これを不服として、同月12日付け（同月16日受付）で本件審査請求をした。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分は妥当であるから、棄却すべきである。

3 理由

- (1) 厚労省HP掲載の「大麻乱用者による告白」について

麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動の実施に合わせて「麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動パンフレット」を作成しており、その中の「相談窓口の事例」のコーナーの文章を作成するために、各地方厚生局麻薬取締部から事例の提供を受けている。

「大麻乱用者による告白」の元となる文書は事例を記載した麻薬取締部からの当該メール又は作成した時期は不明であるが、以前作成したパンフレットのコーナーの文章であると考えられる。

- (2) 本件対象文書の特定について

審査請求人が開示を求める行政文書は、上記1（1）の他、厚労省HP掲載の「大麻乱用者による告白」の原稿収集に係る手続に関する行政文書となり得るものと解し、対象文書を再度、探索した。

しかしながら、原稿収集に当たり、事例の提供依頼をするための依頼書のような文書は作成しておらず、会議や打合せ等も実施していない。また、メールや過去に作成したパンフレットについても既に廃棄されており、関連部署の共有フォルダ、書棚等を改めて探索しても尚、本件開示請求の対象として特定すべき文書の存在は確認できなかった。

- (3) 原処分の妥当性について

ア 処分庁は、本件対象文書について、上記（2）のとおり、特定及び探索をしたが、これを作成または取得したことはなく、実際に保有していないことが確認された。

イ 開示請求書の「請求する行政文書の名称等」に記載された文言からは、上記（1）若しくは（2）又はその両方と解することが相当であり、仮に審査請求人が開示を求める行政文書が、上記ア又はイ（「上

記（１）又は（２）」の誤記とのこと）のいずれでもないとするれば、審査請求によらず、改めて開示を求める行政文書を明示し開示請求を行うべきものである。

（４）審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、「このＨＰ作成にあたっての稟議書や、スタッフ会議資料等などの資料はあるのではないか確認したく審査請求します。」と主張するが、本件対象文書の特定の妥当性及び原処分妥当性については、上記（２）及び（３）のとおりであり、審査請求人の主張は、原処分の結論を左右するものではない。

４ 結論

以上のとおり、本件審査請求については、原処分は妥当であるから、棄却すべきである。

第４ 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和６年１０月２５日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年１１月２０日 審査請求人から意見書を収受
- ④ 令和７年１月２２日 審議
- ⑤ 同年６月９日 委員の交代に伴う所要の手続の実施及び審議
- ⑥ 同年７月１５日 審議

第５ 審査会の判断の理由

１ 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書については作成後に保存するものとしておらず、現に保有していないため不存在であるとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書のうち、「厚労省ＨＰ「大麻乱用者による告白」の推敲・校了前の原稿」を厚生労働省が保有していないことについては了承した上で、「いつ、誰が、どの様にして収集したのか」に関する情報まで存在しないのはその性質上不自然として、当該情報等が記録されている本件対象文書の開示を求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

２ 本件対象文書の保有の有無について

- （１）本件開示請求は、厚生労働省ウェブサイトに掲載されている「大麻乱用者の告白」というサイト（以下「本件ページ」という。）について、この「告白」を「いつ、誰が、どのようにして収集したのか」が分かるような情報等の開示を求めるものである。

諮問庁は、厚労省HP掲載の「大麻乱用者による告白」の原稿収集に係る手続に関する行政文書の保有の有無について、上記第3の3（2）において、原稿収集に当たり、事例の提供依頼をするための依頼書のような文書は作成しておらず、会議や打合せ等も実施していないこと、また、メールや過去に作成したパンフレットについても既に廃棄されており、関連部署の共有フォルダ、書棚等を改めて探索してもなお、本件開示請求の対象として特定すべき文書の存在は確認できなかったことを説明する。

（2）本件ページの作成過程等に関して、当審査会事務局職員をして諮問庁に補足説明を求めさせたところ、以下のとおりであった。

ア 本件対象文書及び本件ページが作成された経緯については、現在一切の情報が廃棄されており、全く不明であるが、近年大麻事犯の検挙人員が急増していることを受け、令和2年頃から大麻に関する啓発活動を強化していること、開示請求時に保存期間内であった令和3年度以降に作成した後述の「麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動パンフレット」等を確認しても当該ページに関する事例はなかったこと等から、少なくとも令和2年頃には、当該ページが作成され、厚生労働省ウェブサイトの中に存在していたものと思われる。

イ 厚生労働省ウェブサイトへの掲載については、原担当において掲載案を作成し、上司の了承を得た上で、①原担当が直接システムを用いて掲載する、又は②上司等をCCに入れてメールを送付し、ウェブサイト掲載の担当部署に掲載依頼をする、のいずれかの手続にて行っており、決裁は行っていない。

ウ なお、例年、麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動実施に併せて作成される「麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動パンフレット」において、「相談窓口の事例」のコーナーを設けており、当該コーナーを作成するために、厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課から全国の麻薬取締部宛てにメールにて事例の提供を依頼している。本件対象文書はその事例の内容だったと推測されるものの、いつの文書を参考にしたのか、麻薬取締部から提供があったものを改変しているのか等については、当時の依頼メールを含めて既に廃棄されているため不明である。また、提供依頼をする際に、依頼書のようなものも作成していない。加えて、厚生労働省ウェブサイトへの掲載に当たって、会議や打合せは実施しておらず、打合せ資料も存在しないため、厚生労働省ウェブサイトに掲載することとなった経緯は不明である。

（3）諮問庁から関連部署の標準文書保存期間基準の提示を受けて、当審査会において確認したところ、本件ページに掲載されている「告白」を「いつ、誰が、どのようにして収集したのか」が分かるような情報が記

録されている行政文書に該当する文書は「啓発推進事業に関する事項」の業務の区分「啓発推進事業関係」の類型のうち「麻薬・覚せい剤乱用防止運動」に該当するとのことであり、その保存期間は3年であることが認められる。

そうすると、令和2年に本件ページが作成されていたとしても、本件開示請求時点では保存期間が満了しており、これを踏まえても、上記（2）の諮問庁の説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。また、諮問庁が説明する文書の探索範囲等についても不十分とはいえない。

（4）したがって、厚生労働省において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、厚生労働省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

（第3部会）

委員 稲山文男、委員 久末弥生、委員 芳仲美恵子

別紙（本件対象文書）

厚労省HP「大麻乱用者による告白」の推敲・校了前の原稿。

（別紙）厚労省HPに「大麻乱用による告白」のページがあるが、この「告白」が、「いつ、誰が、どのようにして収集したのか」わかるような情報と原稿等一切の情報の公開を求めます。